

I R（統合型リゾート）に関する地域説明会（函館会場） 議事録

日時：2019年10月16日（水）16:30～17:30

会場：渡島総合振興局 101 会議室

〔道からの説明〕

（森参事）

皆様こんにちは。北海道経済部観光局の参事の森と申します。今日は週中のお忙しいときにご参加くださりましてありがとうございます。説明の前に、本日の説明会の趣旨を説明させていただきます。

国は観光戦略で、2030年の外国人観光客が6,000万人という高い目標を掲げていますが、I Rはその達成にむけた主要な施策の一つと位置づけられています。

I Rについては法律で、都道府県・政令指定都市が国に申請を行い、国が全国で最大三カ所、I Rの整備を認めるとなっており、認められる時期等については現在まだ示されていません。国で基本方針案が公表されて、早ければ年明けにも成案になるのではないかとされていますが、その段階で、国への申請期限などスケジュールが示されるかと考えています。

一方、北海道としては、I Rの誘致に挑戦するのかがまだ決めていません。知事は先月の議会でも、年内に判断すると初めて答弁した状況です。

北海道ではI Rについて以前から検討を重ねて参りました。その一環として、昨年有識者懇談会を設置し、有識者の意見をいただきながら、今年4月には高橋前知事のもと、I Rに対する基本的な考え方を取りまとめました。基本的な考え方をもとに、全道7地域で1月から3月にかけて説明会を開催しています。3月にはここ函館で説明会を開催したところです。

一方、I Rについて道内には様々な意見があると報道されています。またI Rについてよく知らない方が道民の6割以上という状況で、道としては今後も検討を行ううえで、皆様のI Rに対する理解を深めていただくことが重要と考え、今回、皆様にご協力をいただきながら、I Rについてご説明をさせていただくとともにご意見を伺う機会を設けさせていただいたところです。この説明会については、先週札幌で開催したのを皮切りに、今日の函館が2か所目になります。あと3か所、全道で5か所開催する予定です。

皆様には、今お配りしている冊子「もっと知りたい！統合型リゾート・I R」に従いご説明させていただきたいと思っております。

冊子をご覧ください。3部構成になっており、まず一つ目はI Rとは何かを海外の事例も交えながらご紹介しています。二つ目が、I Rを導入した場合の経済効果や見込まれる効果についてご説明しています。三つ目については、I Rを導入した場合に、ギャンブル依存症や治安の悪化など懸念される課題と、道ではI Rを誘致する場合、苫小牧を優先候補地と位置

づけていますけれども、この候補地に関する課題などについても記載しています。

1 ページ目をご覧ください。そもそも I R とは何かですが、I R は会議場、ホテル、ショッピングセンター、レジャー施設、様々な施設に加えて、こうした施設を収益面から支えるカジノを一体的に整備して、民間企業の資金により整備運営するものとなります。わかりやすく言うと、ディズニーリゾートのようなテーマパーク、エンターテイメント施設に、横浜にあるような大規模な会議・展示会施設、いわゆるコンベンション施設を一体的に整備するものになります。日本型 I R では、コンベンション施設において今までの日本にない規模の整備を求められるほか、宿泊施設についてもかなり大きな規模の整備をしなければなりません。

続きまして 2 ページ目です。世界にはどんな I R があるのか、3 つ事例を交えながらご紹介していきます。まず一つがアメリカのラスベガスの事例になります。ラスベガスといえばカジノを含めてエンターテイメントの町として有名ですが、ホテル、エンターテイメント施設などが併設されており、そこでアートとサーカスを融合したシルク・ドゥ・ソレイユの公演や、様々なコンサートなどが毎晩繰り広げられています。

また大規模な会議場、展示施設も併設されており、アメリカの国内でも有数の、展示会ビジネスが盛んな地域という性格を持っています。

3 ページをご覧ください。ラスベガスのように華やかな I R もありますが、自然や地域の特性を活かした I R もあります。こちらで紹介しているのはドイツのバーデン・バーデンの事例ですが、温泉とカジノを併設したクアハウス、そのほかにもコンサートホール、美術館などが整備されており、町全体で一つの I R のような役割を果たしている事例です。

4 ページ目をご覧ください。シンガポールのセントーサ島の事例です。このセントーサ島は 2010 年に開業した比較的新しい I R です。特徴としてはリゾート型の I R ということで、会議施設やホテルの他に、ユニバーサルスタジオ・シンガポール、水族館、ウォーターパークなど様々なエンターテイメント施設が併設されており、外国人だけでなく多くのシンガポール国民も訪れる施設です。

以上手短ですが、三つ事例を紹介させていただきました。時間の都合で 3 つご紹介しましたが、世界にはまだまだ様々な特徴を持った I R があります。

続きまして 2 つめの、I R を導入した場合の効果について説明させていただきます。仮に北海道に I R を設置した場合、観光、コンベンション施設等を利用するビジネス客が直接的に来道されることが増えることが期待されています。

I R 整備法や関連する政令等がまだ制定される前ですが、道が 29 年度に実施した試算では I R の訪問者は最大で年間 860 万人。その全てがカジノに行く訳ではありませんが、カジノの入場料 6,000 円が都道府県と国に納付されることになっており、一定の条件のもとで試算を行うと、都道府県の税収効果として最大で年間 234 億円程度の効果があると考えています。この収入は、航空、鉄道、バス等の二次交通を充実させるなどのほか、北海道は中国、台湾を始めとするインバウンドの観光客が増加していますが、こうした方々の受け入

れ環境をつくるための安定財源としても使えることが想定されます。

なお、この試算については I R 整備法が成立する前の段階で行ったものであり、まだ概算といった段階です。I R を誘致する場合には、どういう施設を整備するのかに加えて、北海道の I R のコンセプトを明確にしたうえで、より精緻なものにしていく必要があると考えています。

6 ページ目をご覧ください。観光客が増える、税収が上がるほかにどんな効果があるのかという点です。I R は日本を代表する規模・質を持った施設の整備が求められていることから、その建設投資額もかなり大きなものになりますし、施設で働く人々の新たな雇用を創出することが期待されます。ご存じのとおり、北海道の経済は公共事業に依存することが課題となっていますが、I R については関連する産業の民間投資が増えることによって、道外に流れていた資本が道内で循環するとともに、若年層の新たな雇用の増加や、U I ターンの促進といったことが期待されます。以上、簡単ですが I R の効果についてご説明させていただきました。

7 ページ目をご覧ください。I R は法律上、カジノを整備しなければならないことになっていますが、それはなぜかを説明させていただきます。

日本型 I R は、大規模な会議場、ホテルといったものを民間事業者が整備運営することは先程説明したところですが、施設を維持するとともに更に魅力ある施設とするために、新たな投資を継続して行うことが求められます。カジノの収益は、その安定的な収益源と位置づけられており、法律による厳しい規制・管理に基づきカジノが特別に合法化されることとなっています。

カジノの収益については、30%が国と地方に半分ずつ納められ、公益的な目的のために活用されることとなっています。

公益的な目的のために合法化されているギャンブルの例として、宝くじ、競馬、競輪、競艇等の公営競技があります。これらについても、法律ごとに合法化されて収益の使途も定められています。

8 ページ目をご覧ください。カジノを認めている国が世界でどれだけあるかですが、国によってギャンブルを巡る状況は違いがあると思いますが、2013 年の時点で、世界 201 カ国・地域のうち 127 カ国・地域で合法化されています。シンガポール、アメリカの例が有名ですが、こうした国では入場料の徴収、依存症に関する従業員教育の義務づけなど様々な規制・管理が行われています。日本ではこれらの事例をもとに、厳しい水準の規制を設けることとしています。

9 ページ目をご覧ください。I R のカジノと、他のギャンブルを比較した資料です。公営競技のレース場、パチンコ店などは全国各地に多数あります。今回 I R に設置されるカジノは全国で 3 か所までと数の制限がされるほか、それぞれの I R に設置されるカジノの総床面積は、I R 全体の施設の床面積の 3%以下しか整備できないことになっています。競馬、競輪等は今でもインターネットで投票券を購入できますが、I R に設置されるカジノは、インタ

ーネットを通じたオンラインカジノはできないことになっています。また I R に設置されるカジノでは、安易な入場を抑制するため、日本人を対象に一日あたり 6,000 円の入場料を徴収することになっています。

続きまして三つ目の、懸念される課題についてです。ギャンブル依存症などについての課題が懸念されるという声が多数あることは事実です。また新たなギャンブルを解禁することによって、ギャンブル依存の問題が発生するリスクがあるのも事実だと思います。そうしたリスクを最小化するための対策として、国では入場制限等、カジノに関する依存症対策に加えて、相談支援、青少年の予防教育等を行うため、既存のギャンブルを含めた総合的な依存症対策を行うこととしています。

具体的に申しますと、日本ではパチンコ、競馬などのギャンブルは昔からありますが、法に基づく対策は今までなされていませんでした。昨年、ギャンブル等依存症対策基本法が成立し、こうした対策に国としてどう取り組んでいくかの計画が公表されたところです。国の計画に基づき、都道府県ではギャンブル依存症対策の推進計画をつくれることとなっており、北海道では年度内の策定に向けて検討し、総合的な依存症対策を進めていくこととしています。

11 ページをご覧ください。カジノを解禁した国で、ギャンブル依存症は増えているのかどうかです。データとして公表されているところは多くないのですが、一例として 2010 年に I R を開業したシンガポールの例を紹介させていただきます。

ギャンブル依存症対策が不十分な状態でカジノを解禁した国で問題になっている事例もありますが、シンガポールでは I R 開業前から現在まで、3 年ごとにギャンブル依存症の状況がどうなっているのかという全国調査を行っています。左のグラフの 2008 年、2011 年、この間の 2010 年に I R が開業したのですが、全てのギャンブルを含めて、依存症の比率が年々低下していることがわかるかと思います。シンガポールにおいては、国家的に依存症対策を徹底的に推進するという考えのもと、依存症対策の国家機関設立、依存症専門クリニックの設立等を通じて、包括的依存症対策を行った結果が現れたと考えています。

12 ページをご覧ください。シンガポールのような例がある一方で、I R がうまくいかなかった事例もあります。まず事例 1、その国の方々が入場できるカジノを一カ所に限定した国です。外国人向け I R は何カ所もありますが、国民向けのカジノを解禁する際に、依存症対策等が十分にされていなかったため、乗っていった車や貴金属を質入れしてカジノにのめり込む方々や、帰りの交通費もカジノにつき込む人々が出て、依存症や治安の悪化が問題になった事例があります。現在は事業者による依存症ケアセンターの設立、入場回数の制限を行う等の取り組みをしています。

続いて事例 2、リゾート地で有名な地域です。こちらではその後、まわりの地域でもカジノを含む I R を解禁する状況となりました。この地域ではカジノを中心とした施設の運営をしており、競争が激化した結果、運営がうまくいかなくなり、一時カジノの倒産が相次いだという事例です。この事例 2 の地域では、今ではカジノ以外の収益源として会議場の整備

によるビジネス客の取りこみ、エンターテインメント施設の設置などの投資を行うことにより、倒産した施設を引き継ぐ事業者も出てきたという状況となっています。

北海道で I R を検討する場合には、こうした事例も踏まえてさまざまな影響を想定し、対策を検討することが必要と考えています。

13 ページ、ギャンブル依存症以外に、青少年の健全育成、治安悪化を懸念される声も多くいただいています。昔の映画などではカジノイコール反社会的勢力というイメージがあり、治安への影響が懸念されているところですが、反社会的勢力を排除するため、国でも I R 整備法で事業者には従業員だけではなく株主、取引先など幅広い関係者にも、反社会的勢力がないか厳しいチェックを行うことになっています。反社会的勢力が従業員等にいた場合はカジノの免許が与えられず、実質的に I R の運営ができない仕組みになっています。

またこうした勢力は、マイナンバーカードを利用して本人確認を行うことによりカジノに入場できない仕組みとなっています。また青少年の健全育成に関する規制としては、当然 20 歳未満の方はカジノに入場できませんし、カジノの広告を掲載できる場所についても国際線の到着ロビー等に限定され、青少年がカジノの広告を目にすることが制限される対策が講じられています。

14 ページ目をご覧ください。懸念される問題の他に、今候補地としています苫小牧市の土地等にどんな課題があるかです。主には自然環境への配慮が必要ということですが、北海道の豊かな自然、食は他の地域にはない魅力、観光資源であり、こうした魅力を生かすためにも、自然環境と調和した施設とすることが必要と考えています。また会議場、ホテル等はかなり大規模な施設を整備するよう求められており、こうした施設が継続的に運営できるような整備の方向性を検討することも重要と考えています。そのほかに、今、候補地は森林原野で上下水道、道路、社会インフラの整備がされていません。これらの整備や費用負担をどうするのかという課題もあります。

以上、I R について事例、効果、課題等をご説明させていただきましたが、この後、ご質問、忌憚のないご意見等をいただければと思いますのでよろしくお願いたします。

〔ご意見・質疑等〕

(参加者 A)

13 ページの「100 万円以上の現金取引届出の義務」とは、どういうことなのでしょうか。

(森参事)

これはマネーロンダリング対策で、カジノの中で 100 万円以上の換金をする場合には、事業者がそれを記録して都道府県、国に届け出をする義務があるということです。マネーロンダリングの場として利用されることを防ぐために、そうした規制が敷かれている状況です。

(参加者 A)

現金がなければ入れないということではなく、マネーロンダリングの対策ということですね。

(参加者 B)

マネーロンダリングをするような人が集まるのがカジノではないのでしょうか。世界では何十億ものお金を動かしている、そういうものがカジノだと私は聞いているもので。どんなものなのでしょうか。

(森参事)

国では、アメリカ、シンガポール等の事例を踏まえて、厳しいカジノ規制を敷いておりまして、日本人の入場制限や入場料の徴収、反社会的勢力のマイナンバーカードによる入場管理等の一環として、マネーロンダリング対策も設けられていると理解しています。

(参加者 B)

やはり違法なカジノの問題となると、道徳とか倫理の問題になると思うのですが、今年から小中学校で始まった道徳教育との兼ね合いというか、説明を子供達や父兄にしていくのでしょうか。

(森参事)

今回、高校生を対象とした国の学習指導要領に、ギャンブルについても指導を入れるとされています。既存のギャンブルも含めたギャンブル依存症対策の中で、今後は学校教育の中でも青少年への授業が開始されると承知しているところです。

(参加者 B)

3月の知事選の時の北海道新聞の調査だと思うのですが、66%の道民がIRに反対していますよね。苫小牧市民も反対が50%で、36%くらいが賛成ということなのですけども。また道議会が苫小牧市議会に要請文を出せと求めたと新聞に出ていましたよね。誘致を促進してもらうために決議をして欲しいという要請文を道に出しているのですよね。そういう流れや、経済界の4団体が誘致の要請文を出したとか、苫小牧市だけではなく新千歳空港を中心としたまわりの自治体にも、外国資本の入ったホテルを運営するなど色々出ていますね。

新聞を見るとIR法だけやっていて誘致の外堀を埋めてしまっているように感じる中で、日本がオープンスカイ構想に遅れていることで、新千歳空港のハブ化についての計画などがあるのではないかと思うのですが、全体像が見えてこない。どうでしょう。

(森参事)

まず一つ目の、反対派の方が65%という話は、同時期の調査で、6割以上の方々がIRについてよく知らないという結果も確認されています。私どもとしましては、まずIRについて正しい理解をしていただくためにこの冊子をつくりまして、このような機会を通じて皆様にご説明をすると同時に、ご意見を伺っているところです。

道で市議会に決議を求めたという報道はありましたけれども、知事も定例記者会見で申しましたとおり、道から要請を行ったことは一切ありません。

また最後のご質問ですが、最近ではIRがかなり報道されるので、こうした感触をお持ちの方もいらっしゃるかと思いますけれども、今道内7空港の分割空港民営化の事業者も決まり、道としましては、今後どうしていくかを具体的に落とし込んでいくことになると思いますし、空港民営化を含めた道内の空路の充実を観光振興につなげていく必要があると思います。IRについてもこうした施策の一つとしてメリット・デメリットを総合的に勘案して判断するという考えです。最終的には北海道の将来にとってIRがいいのか悪いのか、総合的に判断してまいります。

(参加者C)

ギャンブル依存症対策でシンガポールの例が出ていたのですが、データがあれば我が国のギャンブル依存症の状況を教えていただきたいのが一点と、北海道によるギャンブル等依存対策基本法に基づく推進計画の策定はIRの誘致とセットになっているものなのでしょうか。

(森参事)

国で、調査サンプルを対象に3年程かけて実施したギャンブル依存症の実態調査では、0.8%の方にギャンブル依存症が疑われるという結果が出ています。二つ目のご質問については、国の基本計画もIRを前提にしたものではありませんし、北海道が検討している推進計画についてもIRを前提にしたものではなく、既存のパチンコや競馬などを対象とした計画となっています。

(参加者C)

カジノとなると、どうしても治安が悪くなるという思いがあります。シンガポールという良い例もあるのですが、国会でも議論されましたとおり、韓国やアトランティックシティなど悪い例もありますね。規制を強化するからいいのだと必ず言われるのですが、実効性が非常に疑問です。どのように考えてらっしゃるのでしょうか。

(森参事)

大変重要なポイントだと私どもも考えています。

依存症対策も同じですが、国の規制の実効性を高めるために、誘致する場合、北海道または立地市町村として何ができるのかに加えて、事業者がカジノの中やI R周辺の治安対策、依存症対策で何ができるのか。法律の中で事業者がやることは定められていますが、そうした取り組みを担保し実効性を高めるために、自治体、事業者の取り組みについて更に考えていく必要があります。

4月にとりまとめた道の基本的な考え方の中では、入場制限、マイナンバーカードのほかに顔認証のしくみを取り入れるなどを記載していますが、規制だけではなく、実効性を高めるためのそれぞれの取組が重要だと考えています。誘致すると判断した場合には、取り組み内容について事業者と更に協議しながら、今後自治体がつくる計画の中に織り込んでいく必要があると思います。

(参加者B)

韓国のインチョン空港の国際コンベンションの年間開催数が世界一だと聞いています。お金は相当落ちていると思います。今の道内空港の民営化で、インチョンのようなハブ空港を目指して拡大を計っていくのではと思っています。そうするとカジノを中心としたI Rが必要になると思うのですが、今アイヌ新法もでき、「アイヌモシリ」は人間の住む静かな大地、つまり北海道ということですが、これからの北海道のあり方というのは「カジノを入れた静かな大地」でいいのかという疑問があります、まあそういう意見です。

(森参事)

ご質問ではなくご意見ということですね。ありがとうございます。ご意見につきましては今後の参考とさせていただきますと考えています。

ご質問、ご意見がないようでしたら、恐れ入りますが、アンケートのご記入をお願いいたします。ご記入いただきましたら、そのまま机の上に置いてご退出いただいて結構です。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。